上三川町告示第１６９号

行旅死亡人の告示の実施

行旅病人及び死亡人取扱法（明治３２年法律第９３号）第９条の規定により、行旅死亡人の告示を実施する。

令和８年１１月２４日

上三川町長　星野光利

別記様式第3号(第10条関係)

行　旅　死　亡　人　公　告

次の行旅死亡人を取り扱つたので行旅病人及び行旅死亡人取扱法第9条の規定により公告する。

心当りの者は届け出られたい。

令和８年１１月２４日

栃木県上三川町長　　星野　光利

1	現　住　所	不詳
2	氏名　不詳　・　性別　男性　・　職業　不詳　・　推定年齢　５０歳以上	
3	人相及び着衣	身長約１７４センチ　体重４１キロ パタゴニア製の黒色長袖パーカー ＺＥＴＴ製の白色半袖Ｔシャツ　紺色トランクス
4	特　徴	白髪交じりの黒色頭髪　頸部と腹部に手術痕
5	死体発見の場所	上三川町大字梁５０４番地 吉田方東方約５０メートルの田川内
6	発見の日時	令和８年９月１３日　８時５８分
7	死亡の日時	令和８年８月頃
8	所　持　品	特になし
9	死　因	外因死　その他及び不詳の外因死（溺死（推定））
10	死体の処理	令和８年１１月１８日火葬に付し遺骨を保管